

高山村持続化給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、企業活動に支障が生じている村内の法人または個人事業主に対して、企業活動の維持または継続のための緊急支援として、予算の範囲内において給付金を交付する。

2 前項の給付金の交付に関しては高山村補助金等に関する規則（平成2年規則第8号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 事業者等 村内に本社又は営業所等を有している法人または個人事業主（交付対象者）

第3条 この要綱による給付金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年12月以前に開業した事業者等

(2) 給付金受領後も企業活動を村内で継続する意欲があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して、原則として、1か月（令和2年2月から令和2年5月までの任意の月）の売上高が前年同月と比較して30%以上減少していること。

(4) 高山村暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(5) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(6) 村税等を滞納していないこと（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く。）。

(給付金の種類、額及び給付回数)

第4条 この要綱により交付する給付金の種類及び額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給付金型 前条に掲げる交付対象者に対し、100万円を超えない範囲で、令和元年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものから、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、国が行う持続化給付金の給付対象者は、対象外とする。

(2) 応援金型 前条に掲げる交付対象者に対し、一律30万円を給付するものとする。

2 交付回数は一事業者につき1回とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和2年7月31日までに高山村持続化給付金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 令和元年の確定申告書類の控え等の写し

(2) 令和2年2月から令和2年5月までの売上高等が分かる帳簿等の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

(給付金の交付決定及び確定)

第6条 村長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときには、高山村持続化給付金交付決定兼確定通知書(別記様式第2号)により交付すべき給付金の額を決定し、給付金を申請者に交付するものとする。

(給付金の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第8条 申請者は、本給付金交付に関する書類等を整備し、給付金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 申請者は、村長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。